平成22年東地庁外領第6487、6624

平成22年検第17461、17462、202145、20216号

起訴状

平成22年7月26日

東京地方裁判所　殿

東京地方検察庁

検察官　検事　徳永　国大

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍

住居

職業　会社役員

（勾留中）　長野恭博

昭和24年9月9日生

国籍

住居

職業

（勾留中）　金軍学ことジン　ジュンシュエ

1981年2月10日生

公訴事実

被告人両名は、共謀の上

第1　中華人民共和国の国籍を有する外国人である張述輝ことチャン　シュホイが在留資格を「尋問知識・国際業務」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年3月26日から平成22年5月11日までの間、東京都中央区日本橋2丁目8番11号旭洋ビル地下1階所在の飲食店「ごはん DIBINGBAR　ほっこり日本橋店」において、従業員として稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、

平成20年11月頃、前記チャンから依頼を受けて同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、東京都千代田区九段北1丁目2番13号九段スズキビル4階所在の被告人長野恭博が代表取締役を務める株式会社レフコ事務所において、真実は、前記チャンが株式会社レフコに雇用された事実はないのに、同人が同会社に雇用され、プログラマー等の業務に従事するため、人文知識・国際業務への在留資格変更を要請する旨の内容虚偽の雇用契約書を作成し、そのころ、東京都北区東田端1丁目17番1号東日本旅客鉄道株式会社田端駅構内の飲食店「ベックスコーヒーショップ田端店」において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年 12 月15日、同人に、東京都港区港南5丁目5番30号東京入国管理局において、在留期間（資格）更新許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成22年3月23日、同許可を得させ

第2　中華人民共和国の国籍を有する外国人である林　　厚立ことリン　ホウリーが在留資格を「技術」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年4月9日から平成22年5月11日までの間、東京都渋谷区宇田川町12番7号エメラルドビル地下1階所在の飲食店「渋谷宇田川町もひもの屋」ほか2店舗において、各店従業員として稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、
平成20年11月下旬頃、前記リンから依頼を受けて同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、前記株式会社レフコ事務所において、真実は、同人が株式会社レフコに雇用された事実はないのに、同人が同会社に雇用され、プログラマー等の業務に従事するため、技術への在留資格変更を要請する旨の内容虚偽の雇用契約書を作成し、そのころ、前記「ベックスコーヒーショップ田端店」において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年 12 月26日、同人に、前記東京入国管理局において、在留期間（資格）更新許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成22年3月25日、同許可を得させ

第3　中華人民共和国の国籍を有する外国人である何宝光ことホー　バオグアンが在留資格を「技術」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年4月27日から平成22年5月11日までの間、東京都新宿区西新宿1丁目10番1号MY 新宿第2ビル所在の飲食店「新宿沼津港」ほか1店舗において、各店従業員として稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、
平成20年11月下旬頃、前記ホーから依頼を受けて同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、前記株式会社レフコ事務所において、真実は、同人が株式会社レフコに雇用された事実はないのに、同人が同会社に雇用され、プログラマー等の業務に従事するため、技術への在留資格変更を

要請する旨の内容虚偽の雇用契約書を作成し、そのころ、東京都北区仲原1丁目1番2号柏木ビル403号室において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年 12 月24日、同人に、前記東京入国管理局において、在留期間（資格）更新許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成22年3月25日、同許可を得させ

第4　中華人民共和国の国籍を有する外国人である李萌ことリ　モンが在留資格を「人文知識・国際業務」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年3月ごろから平成22年6月3日までの間、東京都中央区日本橋人形町3丁目7番14号所在の飲食店「マミヤ」ほか1店舗において、各店従業員として稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、

平成20年11月下旬頃、前記リから依頼を受けて同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、前記株式会社レフコ事務所において、真実は、同人が株式会社レフコに雇用された事実はないのに、同人が同会社に雇用され、通訳・翻訳業務等に従事するため、人文知識・国際業務への在留資格変更を要請する旨の内容虚偽の雇用契約書を作成し、そのころ、前記柏木ビル402号室において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年 12 月24日、同人に、前記東京入国管理局において、在留期間（資格）更新許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成22年3月25日、同許可を得させ

もって前記チャン等4名の前記各資格外活動を容易に幇助したものである。

罪名及び罰条

出入国管理および難民認定法違反　同法70条 1 項 4 号、19 条1項1号

刑法　62条 1 項、60 条